

税理士会の要望
実現のために
活動しています

近畿税政連

平成27年
3月10日
第206号

発行所 近畿税理士政治連盟／発行人 大高友紀／編集人 後安宏彦
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



北野天満宮の梅（京都市上京区）

撮影：久乗一姫（中京支部）

- 税制改正の流れ P 2
- 第3回川柳・書道コンテストのご案内 P 7

焦点

国会議員に、税と政治について聞いてみると、「税はまさに国の根本であり、どの様に国民から税を徴収して、政策誘導で再配分していくのかを決めることが政治である」と述べられることが多い。

税の負担は公平性が求められるのであるが、立場によりそれは違ってくる。その公平性を保てる税制を立法していくことが、国会議員の重要な仕事であるといえるのではないかと。

税制改正に際しては、まず各省庁などが、各種団体から意見を聴取して原案を作成し、それらを基に国会議員等が審議するのである。様々な立場からの改正案があるので、最終的には国会議員が決定していく。

税と政治

中小企業をはじめとする納税者の現状を知る税務の専門家集団である税理士会は、税理士法第1条に掲げる公平な立場において、税理士法第49条の11に基づき税制改正に関する建議を行っている。これは単なる権利に基づくものではなく、税理士の使命に基づく義務であると考えている。この税制改正に関する建議を実現することが、中小企業をはじめとする納税者にとって重要なことになる。

しかしながら、多数の団体が要望していることもあり、建議書を手交するだけでは決して法案は実現しない。国会議員に理解を得て、初めて法案として実現していくことになる。この役割を税政連が果たしている。これらを理解した上で、次項「税制改正の流れ」をご覧いただきたい。

税制改正の流れ

平成27年度与党税制改正大綱が、昨年12月30日に決定した。これは、平成27年度税制改正の原案となるものであるが、様々な過程を踏んできている。また、税理士会、税政連もこの過程に深く関連している。今回は、税理士会、税政連が、税制改正が出来るまでにどのような活動を行ってきたのかを説明する。

税理士法第49条の11では「税理士会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる」と、税理士法第49条の15では、「…税理士法第49条の11の規定は、日本税理士会連合会について準用する」と定められている。日税連は毎年、この規定に基づいて財務省、国税庁、総務省、政府税制調査会等に「税制改正の建議」を行っている。

1. 建議・諮問とは

建議とは、役所に意見を申し立てることをいう。日税連は、税理士会を代表して建議を行うが、税理士法第1条の税理士の使命に基づき、独立した公正な立場において建議することが求められている。

諮問とは、一定の機関や有識者に対してある問題について意見を尋ね求めることをいう。同様に税理士法第1条の税理士の使命に基づき、独立した公正な立場で答申することが求められている。

2. 日税連、単位税理士会の活動

各単位税理士会は、毎年7月から、次年度の税制改正に関する意見書の原案作成にとりかかる。近畿税理士会では、調査研究部が検討事項の洗い出し、既存項目・新規項目を取りまとめ、3月の常務理事会で承認を得て、日税連に提出する。日税連では、提出された意見書を検討したうえで、それらを取りまとめ、理事会に提出し承認を得たうえで、税制改正に関する建議書となるのである。

3. 日税政、単位税政連の活動

日税政は、日税連が作成した建議書を基に税制改正要望と重要要望事項を機関決定し、この実現をめざして政治活動を行っていく。税制改正は法案であり、いろいろな行政府や業界から、様々な要望が出され、それらを取捨選択し決定していくのが国会議員の役割である。このため、財務省など行政府に建議するだけでは、税理士会の建議項目を実現することは困難である。建議項目を実現するためには、国会議員に働きかけ、理解を得る必要がある。ところが税理士会は公益団体であり、政治活動が制限されるので、税理士会とは別組織の税政連が活動することになる。詳細な活動については、当紙「近畿税政連」のバックナンバー「法律が出来るまで」シリーズを、ご覧いただきたい。

4. 平成27年度税制改正大綱に取り上げられた事項

(1)法人税改正にあたり、財源確保の視点だけではなく、適正な課税ベースの構築も検討すべきである。

その際は、中小企業に過度の事務負担がないように配慮すべきである。

(2)欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと

欠損金の繰越控除については、控除限度額を段階的に引き下げるようになったが、中小法人については、現行の控除限度額が存置することになった。

(3)外形標準課税制度は中小企業には導入しないこと

資本金1億円超の普通法人付加価値割と資本割が引き上げられることになったが、中小企業には導入されなかった。

5. 今後の対応

法人税率引き下げに伴う財源確保のため、様々な改正案が検討されている。政府の諮問機関である政府税制調査会では、様々な増税案が検討されている。中小企業に過度な負担にならないよう、情報収集と税理士会の税制改正建議事項の実現のために、税政連は「税理士による国会議員等後援会」などを通じて、活動を行っていく。

目次

焦点……………	1
税制改正の流れ……………	2
後援会ニュース……………	3

かんさいすずめ……………	6
銀河系……………	6
第3回川柳・書道コンテストのご案内…	7

後援会ニュース

伊吹文明後援会 懇談会

日時 平成26年11月1日

場所 A N A クラウンプラザホテル京都

来賓 伊吹文明 衆議院議員 衆議院議長

大高友紀 近税政会長

北村善和 近税政副会長

原 綱宗 近税政総務会長

井戸本泰次 近税政幹事長



伊吹文明 衆議院議員（右）

司会の室谷澄男後援会幹事長が開会を宣し、北條巖後援会長のあいさつに続き、大高近税政会長から①消費税率単一税率の維持、②外形標準課税の中小企業への不適用、③欠損金控除限度額縮小はしないという3項目を10月29日に一斉陳情したとのあいさつがあった。

伊吹議員の国政報告として、現在の景気状況は国内設備投資意欲に乏しく、カラ元気の回復であり、更なる財政援助が必要な状況下で法人税率の引下げは効果が薄いと述べた。また、将来的に消費税率10%への引上げで景気の一時的な落込みや国債価格の下落は予想される。消費税率が単一か複数か話し合って妥協点を見出すのが政治の世界であると述べた。続いて、北條会長は大高近税政会長と共に、税制改正の要望書を手渡した。

その後、懇親会が開催され、一同終始和やかに懇談し、盛会のうちに閉会した。

（上京支部 東智之）

安藤裕後援会 国政報告会

平成26年11月15日、午後1時より昨年9月27日に設立された税理士による安藤裕後援会の初めての国政報告会と懇親会が、安藤裕事務所の会議室で昼食の弁当をとりながら、親近感のわく雰囲気の中で17人の参加で開催された。

来賓として近税政の大高友紀会長、西田昌司後援会の中江嘉和会長が参加した。



安藤裕事務所での記念撮影

最初に、片野晏弘会長が、「後援会を設立したばかりであるが、突然、衆議院が解散、総選挙を迎えることになった。京都府南部は北部と比べてインフラが整っていない。それは、継続して政権与党の代議士が続けていなかったことによる。税理士でもある安藤先生には、今回も必ず当選していただいてそういう歴史をかえて頂きたい」とあいさつした。

安藤議員は、自民党税制調査会の動向等を説明しつつ、「民間が消費や投資に消極的な時こそ、政府が積極的な財政出動で需要を作ることこそがデフレ脱却の一番正しい処方箋だ。経済が上向けば税収が上がり、財政再建の道筋も見え、福祉のための財源も出てくる。経済成長に資する政策を見極め、アベノミクスをしっかりと成功させたい。政権与党として自民党の中できちんと政策論争をして、間違いのない方向に向けていく。そういう役割を担っていきたい」と今後の抱負を力強く述べた。（上京支部 矢田善久）

うえの賢一郎後援会 国政報告会

税理士によるうえの賢一郎後援会の主催で、うえの賢一郎衆議院議員 国政報告会が、平成26年11月16日、滋賀県彦根市のグランドデュークホテルにて開催された。

来賓として、近税政から大高友紀会長、井戸本泰次幹事長、織戸英信滋賀県支部連幹事長が出席した。



うえの賢一郎 衆議院議員

古澤宏之幹事長の司会により開会し、本城善男会長のあいさつの後、直ちにうえの賢一郎議員による国政報告会に入った。

うえの議員は安倍内閣において国土交通大臣政務官に就任されていることから、昨今の異常気象による土砂災害の対策についての報告、特に今般の土砂災害防止法の成立の経緯についての報告がなされた。

経済対策等についての報告では、公共投資とG N Pとの関係、大企業の業績回復が中小企業に波及する時期と規模の期待感、特に景気回復により中小企業の実質賃金の上昇に刺激を与えることが、マクロ経済学の観点から欧州並みの経済成長を遂げることに重要なファクターであるとの説明があった。

さらに税制改正の動向については、繰越欠損金の控除額の縮小、外形標準課税の拡大について等の報告がなされた。

国政報告会の終了後、懇親会となり、一同和やかに歓談し、盛会のうちに散会となった。

(大津支部 高山恵一郎)

前原誠司後援会 総会

税理士による前原誠司後援会第10回総会が、平成26年11月25日にハイアットリージェンシー京都にて開催された。

来賓として前原誠司衆議院議員、近税政より笹岡憲一副幹事長、京都府支部連より奥村和義会長ならびに伊良知弘敏幹事長が出席した。



北村光一郎事務局長の司会により、開会が宣言され、村中平治後援会会長より「この時期に総会ならびに国政報告会を開催しましたことをご理解頂いたことに感謝するとともに、引き続き後援会の力を結束し先生のために活動していきたい」とのあいさつがあった。

次に、笹岡近税政副幹事長より「従来通り、前原議員を皆様とともに応援していく」とのあいさつがあり、奥村支部連会長からは「前原議員には日本が正しい方向に向かうようにご指導頂きたい」とのあいさつがあった。

続いて、前原議員より「皆様のご支援をいただき、この場をお借りして感謝申し上げます。税理士の先生とともに、日本の経済成長を内から変えていくことが大切である。日本の持続可能性を、また、中小企業の発展のためにあるべき税制の実現に向け、尽力したい」と力強いあいさつがあった。

最後に林伸三郎幹事長による閉会のあいさつの後、総会は終了した。

引き続き、懇親会が開催され、盛会のうちに閉会した。

(中京支部 久乗一姫)

とかしきなおみ後援会

税理士によるとかしきなおみ後援会の第7回定期大会が1月23日に江坂のサニーストンホテルで開催された。

来賓として、とかしきなおみ衆議院議員、近税政から雪松弘副会長、第3支部連から会長代行として上西通氏吹田支部長が出席した。



とかしきなおみ衆議院議員(左)、平山直樹新会長(右)

司会の九鬼章泰幹事長が開会を宣言し、東秀夫会長のあいさつがあり、昨年12月の衆議院選挙の話から現在の政治経済の状況、昨年度の後援会の活動等を述べた。

次に東会長、金子薫事務局長により議事が進められ、2つの議案と役員改選が満場一致で可決承認した。その後、改選した平山直樹新会長が就任の抱負や完全な税理士法改正へのとかしき議員に対する期待および後援会員の協力、新会員の獲得等についてあいさつを述べた。

その後、雪松近税政副会長および上西支部長があいさつし、とかしき議員が昨年度の選挙応援へのお礼、12月30日の税制改正大綱作成にかかったこと、政治活動の近況や中小企業を守る税制を進めていくことを述べ、さらに国際戦略統合特区の指定を受けた吹田市・摂津市への企業誘致についての後援会に対して税制面で連携する等の話があった。最後に玉井敬浩副幹事長が閉会の辞を述べて定期大会は終了した。

その後の懇親会では、今後の後援会活動等について率直な意見交換を行った。

(吹田支部 石井碧八)

渡海紀三朗後援会

1月24日、税理士による渡海紀三朗後援会の定期総会が加古川プラザホテルにおいて開催された。

来賓として、渡海紀三朗衆議院議員、河田秀雄近税政副会長が出席した。



澤木俊昌後援会幹事長の司会により定期総会が開会された。はじめに有村昌紀後援会会長から活動報告が行われ、その後議事に入り原案通り可決承認された。

次に、河田近税政副会長から「昨年は税理士法改正が行われたが、公認会計士への試験内容についてのいわゆる税理士法3条問題については今後の推移を見守っていかなければならない。平成27年度税制改正大綱では、法人税減税と言われているが、中小零細企業にとっては今後の課税ベース拡大につながる可能性が示唆されている。中小零細企業にとっての税法になるよう、渡海議員にも頑張っていただきたい」とあいさつがあった。

定期総会に続き懇談会が行われ、渡海議員から「民主主義のスタートは税である。担税力に応じた負担が一番大事だ。これからも情報共有をしていきたい。経済成長と財政再建をやりとげる。首都圏・中京圏では景気がよくなってきたが、関西圏やその他の地方ではまだ実感できない。地域から発信することでアベノミクスの浸透を図っていきたい」と国政報告があった。

その後、懇親会が開催され、盛会のうちに閉会した。

(明石支部 川淵佳子)

細川ガラシャ夫人

細川ガラシャは、名を玉といい、明智光秀の三女として生まれました。16歳の時、細川藤孝の長男忠興のもとに輿入れし幸福な日々を送っていました。

ところが、本能寺の変により彼女の運命は激変します。山崎の合戦で光秀が倒され、玉は丹後の山奥に幽閉されます。豊臣秀吉が天下を治めた後、大坂玉造の細川邸に呼び戻されますが、忠興により監禁状態に置かれ、外界との接触を断たれます。そんな中、玉は侍女の影響もあり次第にキリスト教に関心を持つようになり、忠興が出兵中に改宗し、細川ガラシャ（恩恵の意）の洗礼名をつけられました。

秀吉の死後、石田三成軍が屋敷に攻め入った際に、ガラシャは人質になることを拒み、忠興の言葉通りに屋敷に火をつけ自害（キリスト教では、自害することは罪であるため、実際は家臣が介錯した）しました。

激動する戦国の世にあって、享年38歳にして愛と信仰に殉じた細川ガラシャ、治世の句「散りぬべき 時知りてこそ 世の中の 花も花なれ 人も人なれ」は有名です。

ガラシャが短いながらも幸せな新婚生活を送っていた場所が、長岡京市にある勝竜寺（しょうりゅうじ）城です。現在、その跡地は資料展示室や、櫓や庭園などが整備され、都市公園として市民の憩いの場となっており、春は桜が綺麗です。また、毎年11月にはガラシャの愛と感動の物語を象徴した市民まつり「長岡京ガラシャ祭」が勝竜寺城公園をメイン会場に、お輿入れ行列や、楽市楽座、古典芸能など賑やかに開催されています。

ちなみに、細川ガラシャはたいそう美しかったそうです。

（右京支部 吉田和之）



近税政本部のうごき

- 第5回推薦審査会（書面審議）（2月24日）
- 第18回統一地方選挙における推薦候補者の決定について

会 費 納 入 は

□ 座 振 替 で

申し込みは事務局(06-6944-9040)まで

最新情報はホームページにアクセス！

近 税 政

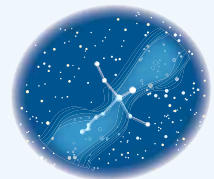
検 索

または <http://kinzeisei.jp/> へ

会員専用ページのパスワードのお問い合わせは事務局まで

「焦点」題字：「第2回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門 最優秀会長賞作品
（作＝小倉さやか 上京支部）
「表紙」題字：「第2回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門 優秀賞作品
（作＝黒石健弘 北支部）

銀河系



“ $r > g$ ”

フランスの経済学者、トマ・ピケティ教授が「21世紀の資本」で発表した、格差を生み出す根本的要因を説明するメカニズムが、この「資本収益率（ r ）＞経済成長率（ g ）」という不等式である。現在、世界中で大ブームになっており、NHKの「パリ白熱教室」でも特集紹介されている。15年間に及ぶ3世紀にわたる20カ国以上の税務統計データを利用し、分析手法を公開して世界中の30人以上の研究者と連携し導いた結論なので非常に説得力を持って説明されている。資本収益率と経済成長率の関係から、格差が広がる構造を明らかにし、「格差の拡大は相続（世襲）によって強化される」と指摘し、「世界で協調して資本に対して累進的な課税を行うべきだ」と提言している。この考え方は、今後の我が国の税制改革の議論にも大きな影響を与えると思われる。

（上京支部 矢田善久）

広報委員会からのお知らせ

第3回

『川柳』『書道』コンテスト
のご案内

平素は近畿税理士政治連盟へのご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。さて本年度も、近畿税政連の広報活動の一環として、会員の皆様に当連盟に慣れ親しんで頂くために、『第3回「川柳」「書道」コンテスト』を開催させて頂くことになりました。

下記の要領で募集いたしますので、どうぞお気軽にご応募ください。

応募
要領

①川柳コンテスト

②書道コンテスト／テーマ部門 題字 「近畿税政連」

③書道コンテスト／自由部門 題字自由

応募作品 近畿税理士政治連盟を盛りあげるような作品をお待ちしております。

応募期間 平成27年4月1日(水)～6月19日(金) 必着

応募資格 近畿税理士会員に限ります。

応募点数 各部門3点まで(ただし、入賞は各部門1人1点)

- 応募規定**
- 応募作品は制作から1年以内のものに限定します。
 - 過去に応募されたことのある作品は対象外とします。
 - 書道コンテストの作品サイズ
 - 書道コンテスト テーマ部門
半切・八ツ切(左から横書き)
 - 書道コンテスト 自由部門
半紙・半切・八ツ切

応募方法 作品に次のものを記入した応募票(形式自由)を貼付して応募してください。

- ①応募部門、②支部名、③登録番号、④氏名、⑤制作年月日
- ⑥作品に対するコメントや説明(100字以内)

参加費用 無料

審査員 外部の審査員を予定しております。

表彰式 9月中旬。入賞者は機関誌に掲載いたします。
(各部門) 最優秀会長賞・優秀賞・入選

応募先

〒540-0012 大阪府中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階

近畿税理士政治連盟 広報委員会 行

保険事業・年金事業・あっせん事業により一層のご協力をお願いします。

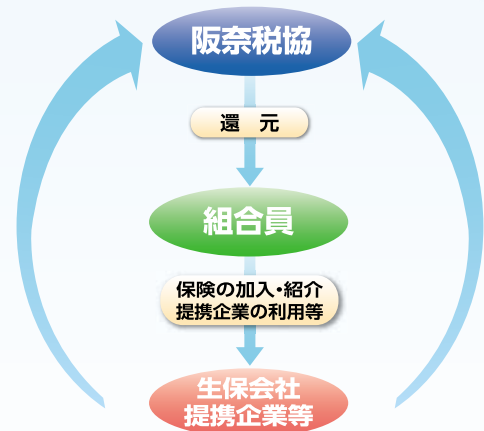
こんな特典が！
H26年度



- 研修会の受講
(年5回/組合員受講料¥1,000)
- 教育情報資料等の配布
(年2回、合計10種類程度)
- 3千円分の家庭用常備薬品等の配布
- 1万円までの書籍等無料配布
- あっせん提携企業(商品・サービス)の利用
(各種組合員特典あり)
- 組合ホームページの組合員特典等の利用
- 支所への事業推進費の交付

阪奈税協は…

組合員及び賛助会員皆様の保険事業推進活動、阪奈積立年金、あっせん提携企業のご利用等により支えられています。



阪奈税協事業

- 保 険 事 業 ▶ 全税共VIP大型総合保障制度、全税共年金、近税共済総合事業保障プラン等
- 年 金 事 業 ▶ 阪奈積立年金(拠出型企業年金保険)
- 共 済 制 度 ▶ 小規模企業共済、経営セーフティ共済、中小企業退職金共済(近税協連)
- 税理士業務関連 ▶ 報酬自動支払、OA機器、オフィス家具、事務用品、書類・家財保管、機密書類溶解等
- 不動産業務関連 ▶ 不動産情報サービス、住宅・マンションの販売、工事請負、リフォーム等
- クレジットカード ▶ 税理士マーク入りクレジットカード
- 人 材 派 遣 ▶ 人材派遣、人材紹介
- ロ ー ン 関 連 ▶ 住宅ローン、パーソナルローン、フリーローン
- ゴ ル フ 関 連 ▶ ゴルフアーズ保険、ゴルフ会員権の売買
- カーライフ関連 ▶ カーリース、中古車査定買取
- 健 康 関 連 ▶ PET検診、人間ドック、健康食品の販売等
- セキュリティ ▶ ホームセキュリティ、アラームシステム
- 資 格 取 得 ▶ 通信講座(フィナンシャルプランナー)資格取得、ボート免許取得
- レクリエーション関連 ▶ 国内・国外パックスツアー、特別宿泊プラン、リゾート会員権の販売、公演チケット割引等
- 損害保険関連 ▶ 自動車保険、火災保険、海外旅行保険等
- 生 活 関 連 ▶ 紳士服・婦人服・生活雑貨の販売、タクシーチケット、葬儀請負、太陽光発電設置工事等
- W e b 販 売 ▶ 電化製品、書籍販売等



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)

TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800

URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>